

中京短大 安達和俊

(目的) 我が国のMDは、あたかも法的に医療の絶対的中心である。だがすでに米国のMDとDCは、その法的均衡を保っている。そこで我が国でも両者が患者本位に協力し合い共に生きる為の法的方法がないかを研究する。

(方法) 1) 三浦レポートを踏まえた厚生省通知医事58号に対し2) 最近の厚生行政の変貌の中で国内在住のDCとして、いかなる対応が採れるか3) 憲法・法律・条例・判例・条理を詳細に調査検討し我が国に於いてもMDとDCが、その法的均衡を保ち得ないか研究する。

(結論) DCは①医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律1条一号に該当するが、これに期待すれば受動的に過ぎ②憲法第21条第1項集会等の自由、同第16条請願権に基づき、都の集会・集団行進及び集団示威運動に関する条例に従い集会・集団行進・請願を実施すれば能動的に過ぎる③昭和35年、同37年最高裁判決・裁判所法4条・同10条3号に基づき、刑法37条緊急避難・期待可能性を最後の拠り所とし地裁・高裁・最高裁へ控訴・上告し司法の判断に委ね、従っても④MDの手術も、形式的に刑法204条傷害罪、助けた者も同206条現場助勢、同207条同時傷害の特例に該当、同法35条違法性の阻却される法令による正当行為にも該当しないが、本人(家族)の承認・承諾により法令に定めのない正当業務行為として違法性が阻却される⑤公法・私法の間法領域である社会法に属する身分法と各々判例と条理法としての社会通念が、各々身分を保障する法源の全てであって、それらは、それらを乗り越え他者を批判、攻撃する為のものであってはならず、他者には他者の法源もあり、それらもまた尊重されねばならない。